平成２７年（フ）第４６７号
大阪府岸和田市加守町２丁目11番24号
債務者　岸本美代子
1　決定年月日時　平成27年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第４７５号
大阪府和泉市内田町３丁目９番27号
債務者　安部　州史
1　決定年月日時　平成27年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第４８２号
大阪府泉南市幡代２丁目18番23号
債務者　中谷　輝夫
1　決定年月日時　平成27年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第４８３号
大阪府泉南市幡代２丁目18番23号
債務者　中谷　真啓
1　決定年月日時　平成27年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第４９１号
大阪府岸和田市小松里町708番地ポンソワールⅠ101号、前住所大阪府泉南市信達牧野70番地の31
債務者　髙橋　美香（旧姓薮）
1　決定年月日時　平成27年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第４９４号
（前住所）大阪府岸和田市中井町３丁目17番８―507号
債務者　竹中千恵美（旧姓栗山）
1　決定年月日時　平成27年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第４９５号
大阪府貝塚市澤646番地１喜田ハイツ５号
債務者　東　　勇
1　決定年月日時　平成27年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第４９６号
大阪府泉南郡熊取町久保３丁目９番11号
債務者　田中　光江
1　決定年月日時　平成27年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第３６４号
栃木県宇都宮市宝木町２丁目1028番地　宝木市営住宅48号棟1484号室
債務者　矢野　由美
1　決定年月日時　平成27年10月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月４日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第３８６号
栃木県河内郡上三川町大字上蒲生2152番地39
債務者　藤浦建材こと　藤浦　　聖
1　決定年月日時　平成27年10月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月27日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第３９３号
栃木県宇都宮市徳次郎町444番地　山王市営住宅17号棟406号室
債務者　永井　　恵
1　決定年月日時　平成27年10月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月27日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第３９４号
栃木県那須郡那須町大字高久乙3370番地382
債務者　小林　洋子
1　決定年月日時　平成27年10月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月27日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第３７９号
岡山県瀬戸内市長船町土師487番地１ラフォーレⅡ102、旧住所岡山市北区今保552番地21コーポシャトル102
債務者　大鹿麻沙美（旧姓森光・山下）
1　決定年月日時　平成27年10月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月22日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第８８４４号
東京都小金井市中町２丁目13―10
債務者　糸坂　祐介（旧姓倉井）
1　決定年月日時　平成27年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７１７号
東京都西多摩郡瑞穂町大字二本木714番地６
債務者　山下　勝明
1　決定年月日時　平成27年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月16日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第７１８号
東京都西多摩郡瑞穂町大字二本木714番地６
債務者　山下けい子
1　決定年月日時　平成27年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月16日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第８０２号
東京都羽村市富士見平２丁目15番地７ビラ・ルミネ105
債務者　桑田　俊明
1　決定年月日時　平成27年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月16日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部